



2022年5月13日

各 位

会 社 名 フィデアホールディングス株式会社  
代表者名 代表執行役社長 田尾 祐一  
コード番号 8713 東証プライム市場  
問合せ先 執行役副社長 宮下 典夫  
(TEL. 022-290-8800)

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の報酬委員会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入について決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役及び監査委員を除く）及び執行役（以下、「取締役等」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、取締役等に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

##### 2. 本制度の概要

当社は、取締役等に対し、報酬委員会の決定に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として金銭報酬債権を支給し、各取締役等は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものです。

上記金銭報酬債権は、取締役等が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給いたします。譲渡制限付株式割当契約では、取締役等は、割当てを受けた譲渡制限付株式について、一定期間の譲渡又は担保権の設定その他の処分をしてはならないことが定められます。

また、取締役等が譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役並びに当社子銀行の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、報酬委員会が正当と認める理由がある場合を除き、当社が当該譲渡制限付株式の全部を無償で取得するものといたします。

譲渡制限付株式の割当てに関するその他の具体的内容につきましては、個人別の金銭報酬債権額等を決定する報酬委員会において決定されます。

（ご参考）

当社子銀行の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）及び執行役員に対しても、取締役等と同様の当社譲渡制限付株式を割り当てる予定です。

以上

報道関係 お問い合わせ先 I R グループ Tel. 022-290-8800